

独立行政法人産業技術総合研究所
国民の保護に関する業務計画

目次

1. 総論
 - (1) 業務計画の目的
 - (2) 業務計画の見直し
 - (3) 国民に対する情報提供
 - (4) 安全の確保
 - (5) 関係機関との連携
 - (6) 実施マニュアルの作成

2. 実施体制の確立
 - (1) 産総研国民保護連絡会議の設置
 - (2) 産総研国民保護対策本部の設置及び廃止

3. 災害研究機関として実施する国民保護措置

4. 国民保護措置全般に関する留意事項
 - (1) 情報の収集及び提供
 - (2) 応急の復旧
 - (3) 武力攻撃災害の復旧
 - (4) 訓練及び備蓄

5. 緊急対処保護措置に関する事項
 - (1) 産総研緊急対処保護対策本部の設置
 - (2) 緊急対処保護措置の実施等

1. 総論

(1) 業務計画の目的

この業務計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律 112 号）第 36 条第 1 項及び第 182 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）の所掌業務に関し次に掲げる事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

- ・国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ・産総研が実施する国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項
- ・国民保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- ・上記に掲げるもののほか、国民保護措置の実施に関し必要な事項及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

なお、産総研がその業務について国民保護措置を実施するに当たっては、その実施方法等については、国及び地方公共団体から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとする。

(2) 業務計画の見直し

産総研は、適時この業務計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとし、変更にあたっては、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

(3) 国民に対する情報提供

産総研は、インターネットを活用して、日本語・英語により国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供しよう努めるものとする。

(4) 安全の確保

産総研が国民保護措置を実施するに当たっては、国民保護措置を実施する者の安全の確保に配慮するものとする。

(5) 関係機関との連携

武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に関して、平素から経済産業省、関係省庁及び地方公共団体等との連携体制の整備に努めるものとする。

(6) 実施マニュアルの作成

この業務計画で定める国民保護措置の具体的な運用にあたっては、別途実施マニュアルを作成するものとする。

2. 実施体制の確立

(1) 産総研国民保護連絡会議の設置

産総研は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための常設の連絡調整組織として、産総研国民保護連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

連絡会議の長は、副理事長をもって充てる。

連絡会議は、次に掲げる事項に関し、必要な連絡調整を行う。

- ・ 初動時・緊急時における連絡体制及び参集体制の整備
- ・ 経済産業省その他の関係機関との連絡体制の整備
- ・ 産総研国民保護対策本部が設置された場合の産総研内の事務分掌の整備
- ・ 業務計画に定める事項のうち、平時における措置の総合的な推進
- ・ 業務計画の見直し
- ・ 平時における関係機関との連携
- ・ その他必要な事項

連絡会議の体制等については、別途作成する実施マニュアルに基づいて運用する。

(2) 産総研国民保護対策本部の設置及び廃止

理事長は、政府に武力攻撃事態等対策本部が設置された場合には、直ちに、産総研国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

対策本部の長は、理事長をもって充てる。理事長に事故のあるときは、副理事長が理事長の職務を代行する。

対策本部は、必要に応じて、次の業務を行う。

- ・ 国民保護措置の実施に関する産総研内の総括及び総合調整
- ・ 武力攻撃事態等対策本部、経済産業省等との情報交換及び連絡調整
- ・ 産総研本部・地域センター等からの人的及び物的被害の状況等の被災情報等に関する情報の取りまとめ
- ・ 経済産業省への国民保護措置の実施状況及び被災情報の報告
- ・ 地方公共団体への被災情報の報告
- ・ 国民保護措置の実施状況等に関する広報資料の作成及び発信
- ・ その他国民保護措置の実施に関する業務

政府の武力攻撃事態等対策本部が廃止された場合には、対策本部を廃止する。

対策本部の体制等については、別途作成する実施マニュアルに基づいて運用する。

3. 災害研究機関として実施する国民保護措置

産総研は、国等に対し、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の成果を活用し、武力攻撃災害の防除、軽減及び復旧に関する以下の専門的助言等を行う。

- ・情報通信ネットワークの情報セキュリティに関する助言
- ・特定の化学剤の分析・検出法に関する助言
- ・爆発物の特定及び処理法に関する助言
- ・地下水汚染に関する情報の提供
- ・国土の災害情報の提供

4. 国民保護措置全般に関する留意事項

(1) 情報の収集及び提供

産総研は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集し、経済産業省に速やかに報告するものとする。

産総研は、情報収集・連絡に当たる担当者や産総研内の情報通信手段が被害を受けた場合においても連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時の情報通信手段として確保している情報通信手段の活用を含め、障害発生時における情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。なお、産総研内における情報通信手段の施設については、平素から管理・運用体制を構築する。

(2) 応急の復旧

産総研は、その管理する施設及び設備の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、あらかじめ体制及び資機材を整備する。武力攻撃災害発生時には、安全の確保に配慮した上で、可能な限り速やかに、情報通信施設など管理する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急の復旧を行う。

産総研は、応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たって自らの要員、資機材などによっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、国に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のための必要な措置に関し支援を求めるものとする。

(3) 武力攻撃災害の復旧

武力攻撃災害の復旧に当たっては、その対象となる施設の被害の状況、当該被災した地域を管轄する地方公共団体が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施するものとする。

(4) 訓練及び備蓄

1) 訓練

産総研は、自主的に国民保護措置についての訓練を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努めるものとする。

2) 備蓄

産総研は、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよ

う、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるものとする。

5. 緊急対処保護措置に関する事項

(1) 産総研緊急対処保護対策本部の設置

理事長は、政府に緊急対処事態対策本部が設置された場合には、直ちに、産総研緊急対処保護対策本部を設置する。

産総研緊急対処保護対策本部の長は、理事長をもって充てる。理事長に事故のあるときは、副理事長が理事長の職務を代行する。

(2) 緊急対処保護措置の実施等

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、本業務計画の 1. から 4. までの定めに基づいて適宜行うこととする。